

日本におけるラムサール条約湿地に対するイメージ —インターネット調査による—

浅野 敏久*¹・金 科哲*²・伊藤 達也*³・平井 幸弘*⁴・香川 雄一*⁵

*¹ 広島大学総合科学研究科

*² 岡山大学環境生命科学研究科

*³ 法政大学文学部

*⁴ 駒澤大学文学部

*⁵ 滋賀県立大学環境科学部

Image of Ramsar sites in Japan: results of an Internet survey

Toshihisa ASANO, Doo-Chul Kim, Tatsuya ITO, Yukihiro HIRAI, Yuuichi KAGAWA

*¹ Graduate School of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University

*² Graduate School of Environmental and Life Science, Okayama University

*³ Faculty of Letters, Hosei University

*⁴ Faculty of Letters, Komazawa University

*⁵ School of Environmental Science, The University of Shiga Prefecture

Abstract

Japan has joined the Ramsar Convention since 1980. Up to now 46 wetland sites in Japan have been registered as the Ramsar sites as of the September 2013. Though the Ramsar Convention aims at not only conserving wetlands but also “wise-use” of wetlands, discourses on Ramsar sites seem to be focused on conservation rather than “wise-use”. Particularly in Japan, registering a wetland to the Ramsar Convention hardly contributes to regional economies and/or tourism as a model of “wise-use”. This paper attempts to give a clue on why “wise-use” as an objective of the Ramsar Convention has rarely been realized in Japan. To answer this question, we conducted the questionnaire survey through the Internet on the impression of wetlands as tourist destinations as well as the perception toward the Ramsar Convention. The results are as follows. 1) Registration to the Ramsar Convention in Japan does not necessarily contribute to increasing tourists in wetlands. This is partly due to low-level recognition to the Ramsar sites of Japan. 2) The Ramsar Convention tends to be perceived as a regulation for environmental conservation. It is not widely recognized as a tool for sustainable development. 3) Tourist activities in wetlands are not diverse. 4) Those who were willing to participate in wetland conservation activities were the minority. 5) Those who wanted to actively participate

in wetland conservation activities tended to have strong interests in “nature” and most of them had volunteer experiences for environment conservation. 6) Those who wanted to indirectly participate in wetland conservation activities tended to regard registration to the Ramsar sites as one of global brands.

1. はじめに

国際的に湿地の保全に取り組むために、ラムサール条約（特に水鳥の生息地として重要な湿地に関する条約）が結ばれている。1971年に制定されたこの条約に、日本は1980年より加わっている。条約では、各国は動植物の生息地などとして重要な湿地を選定し、それをラムサール条約事務局の登録簿に登録することになっている。日本では現在（2013年9月末）、46の湿地がその保全対象として登録されている。

これらの湿地に対して各国は登録湿地の適正な保全と利用について計画的に取り組むことが求められ、日本では、湿地を国指定鳥獣保護区の特別保護地区や国立公園・国定公園の特別地域、種の保存法の生息地等保護区などに指定して管理することになっている。登録湿地をどのように保全・利用するかは、各国の国内法や計画によるものとされている。また、ラムサール条約では、湿地をただ保全するのではなく、湿地を「賢く」利用すること（ワイズユース）も重視しており、保全とワイズユースは条約の二大ミッションである（Ramsar Convention Secretariat 2011：7）。

ワイズユースについては、伝統的に受け継がれてきた漁業や流域での環境保全型農業など一次産業が重視されるとともに、エコツーリズムの実践という観点から、湿地の観光利用にも注目が集まっている。2012年のラムサール条約締約国会議では湿地の観光がひとつのテーマとなり¹⁾、湿地の観光についての事例調査報告がまとめて示された²⁾。そこで対象になった事例をもとに、持続的な湿地観光の考え方や方法を紹介する解説書も刊行された（Ramsar Convention Secretariat and UNWTO 2012）。取り上げられた事例は12箇所、その所在国はアルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、コロンビア、エストニア、インド、ケニ

ア、フィリピン、ルーマニア、セイシェル、スロベニア、チュニジア、アメリカ合衆国、ベトナムである。アメリカ合衆国やオーストラリアの湿地も取り上げられているものの、途上国の自然保護区での取り組みが主に紹介されている。しかし、東アジアの湿地は1つも事例として取り上げられていない。東アジアのラムサール湿地は、水田などの二次的自然の保全という観点から注目される（例えば、呉地2007）が、観光化について、それを主題とした研究は少ない。

日本国内のラムサール湿地の観光に関する研究としては、各湿地を紹介するレポート³⁾のほか、釧路湿原の観光利用の可能性を評価した栗山（1993）や牧田（1995）、屋久島永田浜での保護活動と観光利用の軌轍を報告した朝格吉楽図・浅野（2011）などがあるが、研究の蓄積が豊富とはいえない状況である。

国立公園や世界遺産を対象とする研究では、観光化による自然への影響、オーバーユース問題が議論されている（例えば、渡辺編2008や小林・愛甲編2008）。しかし、国内のラムサール湿地では現実的にあまり観光化が進んでいないこともあって、この種の研究は多くない。また、世界文化遺産では、文化が創られていくことがしばしば問題になる（岩本編2013）が、世界自然遺産やラムサール湿地の場合は、荒山（1995, 1998）の国立公園選定の社会的文脈や中島（2013）が整理した「社会的自然」のような、対象となる自然の価値構築に焦点をあてた研究は少ない。

本稿で注目する自然保護区の観光化というトレンドは、自然の保護ばかり強調しすぎると、生活・生業面での多様な利害関係者がいる場所ではかえって自然保護が実現できなくなったり、保護区を拡げたり、増やしたりすることが難しくなるというジレンマから生み出されてきた。このことは自然の語り方、意味づけ方が社会的に変化して

いることを如実に示している。本稿ではこうした観光化のトレンドがつくられて行くなかで、前提となる潜在的利用者の意識、ラムサール湿地に対するイメージを確認しようというものである。

ところで、筆者らは、これまで日本と韓国を中心として、湿地の開発や保全に関する共同研究を行ってきた。本研究もその研究の一環として行ったものであるが、本調査は、事例調査を進めるうちに感じるようになった疑問、すなわち「なぜ日本では、ラムサール条約湿地に登録されても、湿地の利用状況がほとんど変わらないのか」という疑問を発端としている。

韓国ではウポ沼（慶尚南道）や順天湾（全羅南道）等の湿地がラムサール条約登録されたことを機に、観光客が急増し、ウポ沼では年間80万人、順天湾は年間300万人もの方が湿地を見に訪れるようになった（浅野ほか2013、浅野2013）。そして、登録の可能性をもつ湿地を有する地方自治体の中には、地域づくりの戦略としてラムサール条約登録を目指すものが現れている⁴⁾。日本では、湿地のワイズユースとして観光利用は重視されているように見えるものの、ラムサール登録を契機として観光振興に積極的になったところや観光客が急増したところ、一時的な観光効果があってもそれを維持できているところはあまりない⁵⁾。これについて日本と韓国とは違うからと単純に断じるのは早計である。なぜならば、日本でも世界遺産や世界ジオパークに指定されると、それを契機として観光振興に熱心になり、実際に観光客が多く集まり観光地化することがよくある。現時点の日本では、ラムサール条約登録されても世界遺産やジオパークのようにならないということなのである（韓国ではラムサール条約登録でも世界遺産やジオパークに対しても同じような反応が起きている）。それはなぜなのだろうか。

これこそまさに社会的文脈で湿地の意味が異なることの表れと考えられる。ラムサール条約に登録された湿地ということがもつ社会的意味が両国で異なるということであるし、同じような自然保護地区であっても、世界自然遺産や世界ジオパークになる場合とラムサール登録湿地になる場合とで、人々の受け取り方が違うということでもある。

自然の意味の社会的構築を論じるのであれば、本来は対象となる自然をめぐる利害関係者間で交わされた言説の分析を行なうのが望ましいかもしれないが、本稿では、ラムサール条約湿地と関わりうる多様な主体の一つである潜在的な利用者に焦点を当てて、湿地に対する一般的なイメージがどうなっているのかを示したい。それは、自然の社会的構築過程を探る一歩として必要な情報になりうる。

本調査に先立ち、観光の受け入れ側となる地域の利害関係者に関する情報を得るため、日本国内の37登録湿地⁶⁾について、湿地の所在自治体と関係団体（NPO等）に、登録の経緯や保全・利用・教育の現状等を尋ねる質問票調査を行った（浅野・林ほか2012）。結果として、国内では、ラムサール条約湿地への対応の仕方は、若干の例外を除いて、湿地の保護が中心におかれ（保護のための制度）、利用としては環境教育的な利用がもっぱらになっていること、また、登録前から観光地だったところと、そうでないところがあり、もともと有名な観光地であるところでは登録されても集客増のような効果は特に現れず、もともと観光地でなかったところでは、来訪者が増えてはいるが、大きな経済効果を生むほどになっていないことなどが明らかになった。

これに続けて、本稿では、現地を訪れる観光客サイドの情報を集め、その傾向を分析することを試みる。なお、韓国人の湿地イメージについては別途調査を行う予定で、今後、それと本稿の分析結果を比較考察する。今回はその前段階として日本人の湿地イメージについての調査結果をまとめ、考察するものである。

本稿の目的をあらためて記しておくとして、一般的にラムサール条約はどの程度認知されていて、どのような制度と思われているのか、また、ラムサール条約湿地は観光訪問先としてどのように思われているか、などについて、インターネットによるアンケート調査を行い、検討の手がかりとなる情報を得ることである。

2. 調査の方法

今回採用したインターネット調査は、市場調査などで現在よく使われており、個人情報保護の扱いが厳しくなるなか、今後、学術研究においても増えていくと思われる。回答者がインターネット利用者に限られるため、サンプルの代表性に問題があるが、選挙人名簿や住民基本台帳に容易にアクセスできない状況で、かつ低予算で行える手段として評価できる。

調査の方法として、社会調査会社の抱えるモニターを母集団として、その中から性別や年齢、居住地などをバランスよく抽出し、回答を依頼する（WEBサイトをたまたま見た人が回答する形式のものとは違う）。モニターが母集団なので、それが例えば日本国民を代表するののかというとはいえず、サンプルの偏りは否めない。しかし、住民基本台帳や選挙人名簿などからの無作為抽出によるアンケート調査でも、回収率が低ければ、サンプルの偏りは大きくなってしまふ（経験的に中高年齢者の回答率が高くなる）ので、一概にインターネット調査が不適切だとはいえず、むしろインターネット調査の方が回答者の属性のバランスはよくなることもある⁷⁾。

従来型の社会調査で回収率低下が問題になり、実施上の困難が拡大する一方、インターネット利用が国民に普及した現状において、社会調査におけるインターネット調査への関心が高まっている⁸⁾。実際に世論調査等でのインターネット調査への代替が可能かどうかという比較研究もいろいろと行われている（内閣府大臣官房政府広報室 2009, 片山 2008, 氏家 2009）。現状では回答に偏りの出る場合があるので、内閣府大臣官房政府広報室（2009）は、ただちに世論調査の代替方法にすることは難しいと評価する。しかし、政府の世論調査のように、政策判断の根拠とするためにデータの精度が問われる場合はともかく、世論調査ほどの精緻なデータではなく、大まかな傾向を把握したい場合とか、さらなる研究（検証）に向けての着眼点を見出したい場合、あるいは国民全体に一般化せずに回答者内での設問相互の回答の関係を分析したい場合などであれば、インター

ネット調査は有効であろう。そもそも本研究のような場合、国民全体からのサンプルの無作為抽出はほぼ不可能で、質問票を郵送するとか、調査員を全国に派遣するような調査は費用的にも人材的にも困難である。既存の比較研究（内閣府大臣官房政府広報室 2009）においても、調査方法の違いで全く異なる結果が出ているわけではなく、代替可能な設問もあるとされている。何も情報が無いよりは、サンプルの母集団に多少の問題を抱えたとしても、可能な方法で情報を収集することは大事だと判断し、本研究ではインターネット調査を行うこととした。

国内に約137万人のネットモニター（2013年5月時点）をもつ株式会社インテージに調査を委託し、20歳以上70歳未満の男女を対象に、性別、年齢、居住都道府県の回収数を母集団の構成割合に合わせて1,000件以上回収するという条件で調査を実施した。調査期間は2012年12月7日から10日までの4日間で、3,204人のモニターに回答を依頼し、1,093件の有効回答を得た。回収率次第で回答者層が偏る郵送法とは違って、男女比や年齢比は想定したとおりの構成比で回収される。男女比は50.2:49.8、年齢は20代が16.4%、30代が21.0%、40代が21.8%、50代が18.8%、60代が22.0%となった。大都市圏：地方圏は46.9:53.1であった。また、世帯収入については、200万円未満が11.7%、400万円未満が22.9%、600万円未満が22.4%、800万円未満が15.7%、1,000万円未満が8.4%、1,000万円以上が6.7%、無回答12.2%であった。

質問項目は、1) ラムサール条約湿地の地名を知っているか、2) その場所を訪れたことがあるか、3) ラムサール条約および世界遺産条約をどのような制度だと思うか、4) 登録地を訪れてみたいか、5) 登録地を訪れたとして何をしたいか、6) ラムサール条約湿地を保全するための活動に参加したいか、7) 回答者の趣味、8) 回答者の日常的な環境配慮行動、9) その他の属性、であった。

3. ラムサール条約湿地のイメージ、 湿地での活動への参加意向

(1) 地名の認知度および訪問経験

日本には2013年6月末現在で46箇所のラムサール条約湿地が存在する。図1にその分布を示す。登録湿地は北海道から沖縄まで分布するが、北海道や東北、沖縄に比較的多い。図では、自然保護区において鳥の保護が強調されているところとそうでないところを分けて示してある。北海道から東北、日本海側にかけて鳥を保護対象とする湿地が集中し、逆に日本の西側・南側に行くと、カメの産卵地であるとか、トンボの生息地であるとか、地下水系であるとか、鳥と直接関係ない湿地が登録されている。西南日本に鳥の生息地・越冬地として重要な湿地がないわけではなく、そういう場所がなぜか登録されていない現状がある。同じラムサール条約の登録湿地だが、対象とする環境に

ついて国内の東西差がある。

最初の設問として、これら46箇所のラムサール条約湿地の名称を示し、その中で地名を知っているか⁹⁾をチェックしてもらった。その上で次に、そこを訪れたことがあるかを質問した。その結果を表1と表2にまとめて示す。

表1では、50%以上の回答者が地名を知っている場所として、琵琶湖(71.9%)、阿寒湖(67.8%)、釧路湿原(63.1%)、宮島(61.1%)、尾瀬(56.9%)、宍道湖(50.3%)があがり、30~50%に知られている湿地に、サロベツ原野、クッチャロ湖、奥日光、秋吉台があがった。地名を知っているかどうかを尋ねており、ラムサール条約に登録されているかどうかを尋ねているわけではない。そのため、学校で習うような地名やもともと有名な観光地が上位にあがっている。例えば広島県の宮島は、日本三景に数えられ、世界文化遺産にも登録され、修学旅行の訪問先にもなるので、地名はよく知ら

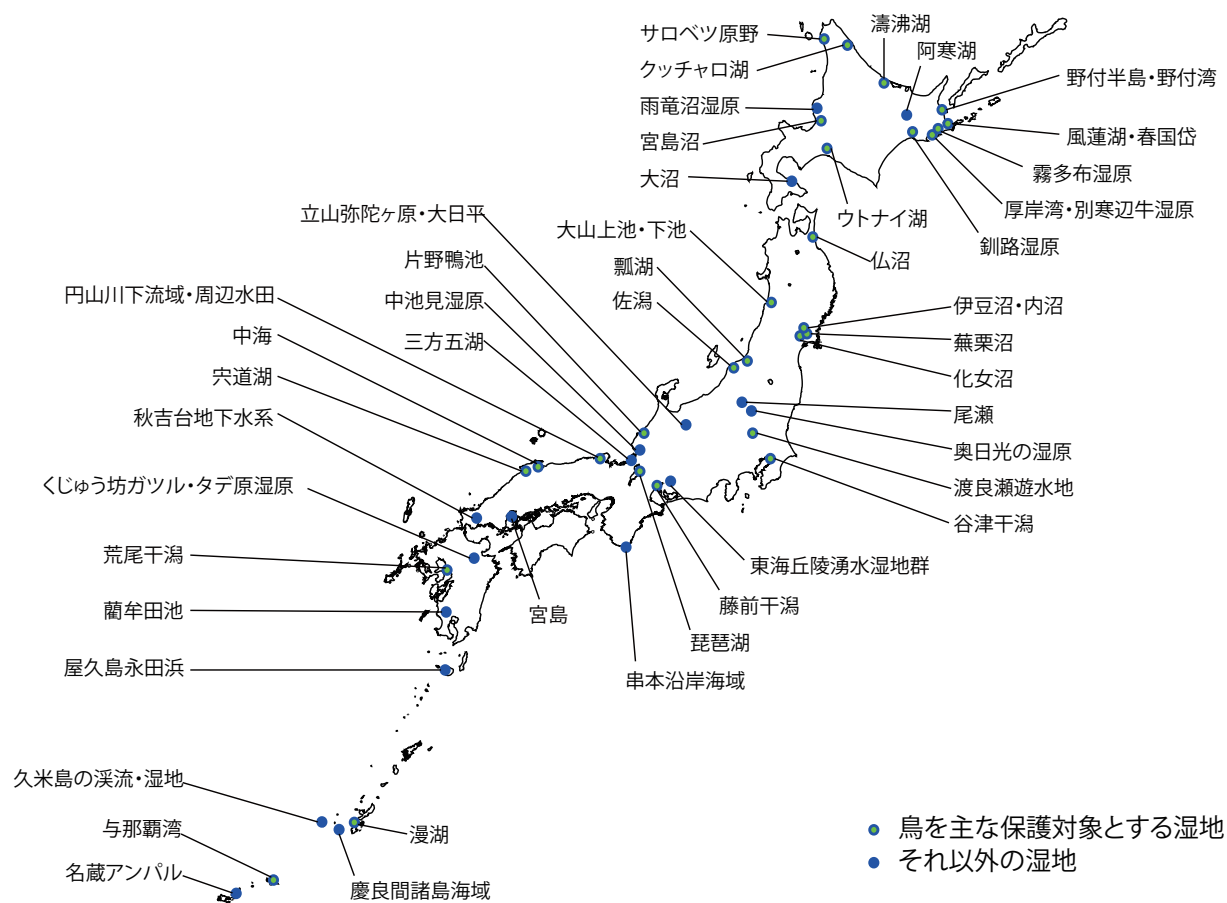


図1 日本のラムサール条約湿地 (2013年9月末現在)

れている。しかし、おそらくラムサール条約湿地になっていることを知っている人は少ないであろう。また、日本で最初のラムサール条約登録地で登録後に国立公園となった釧路湿原は、確かに知名度が高いものの、北海道内の阿寒湖より数字が低い。このあたりのこともラムサール条約湿地の認知度が高くないと感じさせる。なお、表中で新潟県の佐潟があがっているが、これは回答者が、トキの繁殖でニュースになることが増えている佐渡と誤解している可能性がある。

また、約7割のラムサール条約湿地は、地名を知っている人が回答者の2割未満であり、半分近くの湿地はほとんど名前も知られていない。

実際の訪問経験を尋ねた表2では、20%以上となった場所が、琵琶湖(36.6%)、宮島(28.1%)、阿寒湖(23.5%)であった。宮島のラムサール登録湿地は、一般観光客はアクセスできない場所にある(道がない)ので、登録地に行ったことがあるのではなく、厳島神社を中心とした観光地・宮島に行ったことがあるということである。その

次のランクに、釧路湿原、尾瀬、宍道湖、秋吉台があがる。

訪問経験については、約7割の湿地で訪問経験者が回答者の5%未満であり、ほとんどの人が訪れたことのない場所となっている。

明らかなことは、もともと観光地として有名な場所がラムサール条約に登録されている場合、そこを訪れたことのある人が多く、そういう場所は多くの人が地名を知っている。また、大部分のラムサール条約湿地は、そこを訪れたことのある人はおらず、地名も知られていない。つまり、ラムサール条約に登録されても、観光という観点からはあまり効果がない。いいかえると「ラムサール条約登録」というフレーズが魅力あるブランドになってないといえる。

(2) ラムサール条約についてのイメージ

次に、ラムサール条約湿地をどのような制度と思うかを問うた。設問では、自然を守るための制度、地域づくりのための制度、観光振興のための

表1 回答者が地名を知っているラムサール条約湿地

N=1,093

	湿地数	該当する湿地
50%以上	6	釧路湿原、阿寒湖、尾瀬、琵琶湖、宍道湖、宮島
30~50%	4	サロベツ原野、クッチャロ湖、奥日光湿原、秋吉台地下水系
20~30%	4	大沼、渡良瀬遊水地、佐潟、三方五湖
10~20%	12	ウトナイ湖、厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原、風蓮湖・春国岱、野付半島・野付湾、瓢湖、串本沿岸海域、円山川下流域・周辺水田、中海、屋久島永田浜、慶良間諸島海域、久米島の溪流・湿地
10%未満	20	宮島沼、雨竜沼湿原、濤沸湖、仏沼、伊豆沼・内沼、蕪栗沼・周辺水田、化女沼、大山上池・下池、谷津干潟、立山弥陀ヶ原・大日平、片野鴨池、中池見湿地、藤前干潟、東海丘陵湧水湿地群、くじゅう坊ガツル・タデ原湿原、荒尾干潟、蘭牟田池、漫湖、名蔵アンパル、与那覇湾

注1)登録されていることを知っているのではなく地名を知っているか。

表2 回答者が訪れたことのあるラムサール条約湿地

N=1,093

	湿地数	該当する湿地
20%以上	3	阿寒湖、琵琶湖、宮島
15~20%	4	釧路湿原、尾瀬、宍道湖、秋吉台地下水系
10~15%	3	大沼、奥日光湿原、三方五湖
5~10%	4	サロベツ原野、クッチャロ湖、渡良瀬遊水地、中海
5%未満	32	宮島沼、雨竜沼湿原、濤沸湖、ウトナイ湖、厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原、風蓮湖・春国岱、野付半島・野付湾、仏沼、伊豆沼・内沼、蕪栗沼・周辺水田、化女沼、大山上池・下池、谷津干潟、立山弥陀ヶ原・大日平、佐潟、瓢湖、片野鴨池、中池見湿地、藤前干潟、東海丘陵湧水湿地群、串本沿岸海域、円山川下流域・周辺水田、くじゅう坊ガツル・タデ原湿原、荒尾干潟、蘭牟田池、屋久島永田浜、漫湖、慶良間諸島海域、久米島の溪流・湿地、名蔵アンパル、与那覇湾

制度, 世界に認められたブランド, 自然を守ることを世界に約束する制度, 住民のためになる制度, 住民に負担を強いる制度, 地域の誇りになる制度, の8項目ごとに, 「とてもそう思う」から「全くそう思わない」までの5段階評価で答えてもらった。比較のために世界自然遺産についても同じ質問をした。5段階評価を得点化し, 平均点を求めたものが表3である。ラムサール条約と世界遺産のポイントが有意な差であるかどうか, 母平均の差の検定(t検定)を行った。*は5%で有意, **は1%で有意な差である。

いずれも自然を守るための制度(自然保護を世界に約束する制度を含む)という認識は強い。ラムサール条約については, この2項目のポイントが突出している。また, 地域の誇りになるとか, 世界に認められたブランドも高いポイントとなる。ただし, ラムサール条約は世界遺産と比べる

と, そのポイントは低く, 地域づくりや観光振興, 誇りになるなどでは, 世界遺産と比べて有意に低い数字になっている。なお, 住民に負担を強いる制度だという評価は世界遺産で高くなる。

浅野・林ほか(2012)で, 行政担当者等が保護のための制度だと認識していることを示したが, それと同様に, 一般的にはラムサール条約は保護のための制度だと認識されていて, 地域づくりや観光振興につながるといった認識は世界遺産と比べると低い。また, 住民のためになる制度とも, 住民に負担を強いる制度とも思われておらず, 自分たちとは関係の薄い, 関心をもちにくい制度になっている。

(3) ラムサール湿地への訪問意向と行いたいこと
ここまで質問を進めた段階で, 次にラムサール条約湿地と世界自然遺産のそれぞれに対する訪問

表3 ラムサール条約湿地制度についてのイメージ

	N=1,093		
	ラムサール条約湿地	世界自然遺産	母平均の差の検定(t検定)
自然を守るための制度	3.96	4.01	*
地域づくりのための制度	3.24	3.34	**
観光振興のための制度	3.07	3.49	**
世界に認められたブランド	3.54	4.02	**
自然を守ることを世界に約束する制度	3.93	3.97	
住民のためになる制度	3.11	3.14	
住民に負担を強いる制度	2.99	3.13	**
地域の誇りになる制度	3.68	3.97	**

注1)各設問について, とてもそう思う(5点), まあそう思う(4点), どちらともいえない(3点), あまりそう思わない(2点), 全くそう思わない(1点)を選んでもらい, 得点の平均値を表示した。

注2)母平均の差の検定で, *は5%有意, **は1%有意を示す。

表4 ラムサール条約湿地・世界自然遺産への訪問意向

	世界自然遺産						計	割合(%)
	とても行きたい	まあ行きたい	どちらとも	あまり行きたくない	全く行きたくない			
	ラムサール条約湿地	とても行きたい	106	7	1	0		
	まあ行きたい	134	410	12	1	0	557	51.0
	どちらとも	26	109	170	3	0	308	28.2
	あまり行きたくない	4	29	22	34	0	89	8.1
	全く行きたくない	1	3	2	1	18	25	2.3
	計	271	558	207	39	18	1093	—
	割合(%)	24.8	51.1	18.9	3.6	1.6	—	100.0

注1)単位は割合以外は回答者数(人)

意向を尋ねた。その結果をクロス集計した結果を表4に示す。クロス集計については、独立性の検定を行ったところ、1%有意な差があることが確認できた。

そこに「行く予定があるか」や「行けるか」ではなく「行ってみたいか」を尋ねただけなので、基本的には多くの回答者は、行ってみたいという前向きな回答を選択しており、ラムサール条約湿地に対しても、世界自然遺産に対しても同じ傾向の選択をしている。つまり、ラムサール湿地に行きたい人は世界自然遺産にも行きたいと思ひ、行きたくない人はどちらにも行きたくないと答えている。

ただし、ラムサール湿地については「とても行ってみたい」が10.4%、「まあ行ってみたい」が51.0%で、あわせて61.4%が訪問意向を示し、世界自然遺産については「とても行ってみたい」が24.8%、「まあ行ってみたい」が51.1%で、あわせて75.9%が訪問意向を示している。このようにラムサール条約湿地と世界自然遺産とを比べると、訪問意向の度合いが世界自然遺産の方が高くなっている。別の確認の仕方として、表を左上から右下への対角線で半分に分けたとき、右上半分の回答数（ラムサール条約湿地により行ってみたいと答えている人）と左下半分の回答数（世界自然遺産により行ってみたいと答えている人）を比べると、前者は24人しかいないのに対して、後

者は331人となっている。

ラムサール条約湿地や世界自然遺産を訪れたとして、そこで何をしたいかを、11項目(+特にない)の選択肢から複数選択可でチェックしてもらった結果を図2に示した。いずれも似た傾向を示す。「景色を楽しむ」がもっとも多く、ラムサール条約湿地で67.2%、世界自然遺産で76.2%が選択している。自然地域なのでその自然を見ることは基本的な観光行動となる。次いで「心を癒す、のんびりする」がそれぞれ50%前後の割合になる。「ハイキングやトレッキング」は唯一、ラムサール条約湿地の割合(23.4%)が世界自然遺産(22.4%)より高くなるが、ほとんど差はない。その他の項目はいずれも20%未満となっている。キャンプやバーベキュー、その他のアウトドアレジャーを希望する割合は特に低くなった。「特にやりたいことはない」も比較的多く、ラムサール条約湿地でこれを選ぶ割合が世界自然遺産より多くなった。

また、ラムサール条約湿地の保全に関連する活動への参加意向を、観察会・勉強会に参加する、環境調査にボランティアとして協力する、ごみ拾いや草刈りなどの美化活動に参加する、環境教育やガイドなどのボランティアとして協力する、観光に関わる市民グループのメンバーになる、保護団体や保全事業に寄付をする、保全に関わる署名活動に協力する、環境保全米など保全につながる

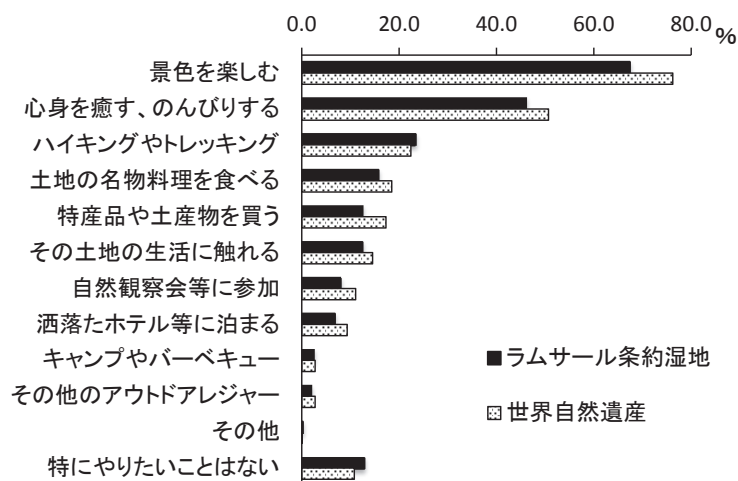


図2 ラムサール条約湿地・世界自然遺産で何をしたいか (N=1,093, 複数回答)

特産品や関連商品を購入する、観光客として訪れ地域経済に結果として貢献する、の9項目について、「是非やってみたい」から「全くやりたくない」の5段階評価で答えてもらった。観光客として訪れ地域経済に結果として貢献するのは環境保全に関わる活動とはいえないかもしれないが、消極的な地域への寄与という意味で項目に加えた。ただし、ラムサール条約湿地のワイズユースとしては、経済的な効果を生むことは望ましく、環境に極力負荷をかけずに湿地保全の追い風になる観光利用のあり方を積極的に考案する必要がある。

図3は、「やってみたい」（是非やってみたい+まあやってみたい）の割合が高い順に項目を並べ変えて示したものである。「やってみたい」の割合がもっとも高いのは、消極的な関与といえる観光客としての経済貢献で（50.5%）、次いで、保全につながる関連商品の購入（37.0%）となり、もっとも低かったのが自然保護団体等への入会（14.9%）であった。自分のほしいサービス・商品を楽しむつ湿地保全にもつながる間接的な行動に理解がある一方、ボランティア活動など利他的で労働負担を伴うものは敬遠され、さらに市民団体への参加はより志向されないというシンプルな結果となった。

4. 訪問・参加希望者の特徴

ラムサール条約湿地を訪れてみたい人、および湿地の保護活動に参加したい人が、どのような特徴をもつのかについて、1) ラムサール条約という制度についてのイメージ（後述の6変数）、2) 日常的に行っている環境配慮行動（後述の7変数）、3) 基本属性（性別、年齢、世帯収入、居住地¹⁰）の4変数）の3つの点からロジスティック回帰分析により考察した。

まず、湿地への訪問意向をもつ人について、設問で「とても行ってみたい」から「全く行く気にならない」までの5段階評価としていたものを、「行ってみたい人」（「とても行ってみたい」+「まあ行ってみたい」）と「そうは思わない人」（それ以外）に分け、前者に0、後者に1の数字を与えた。これを被説明変数、制度イメージを説明変数として回帰分析を行った。

制度イメージとしては、「自然を守るための制度」、「地域づくりのための制度」、「観光振興のための制度」、「世界に認められたブランド」、「自然を守ることを世界に約束する制度」、「住民のためになる制度」、「住民に負担を強いる制度」、「地域の誇りになる制度」の8変数を取り上げ、それぞれで「とてもそう思う」を1、「全くそう思わない」を5とする5段階評価で質問した。分析にあたって、多重共線性の問題を回避するために、これら8変

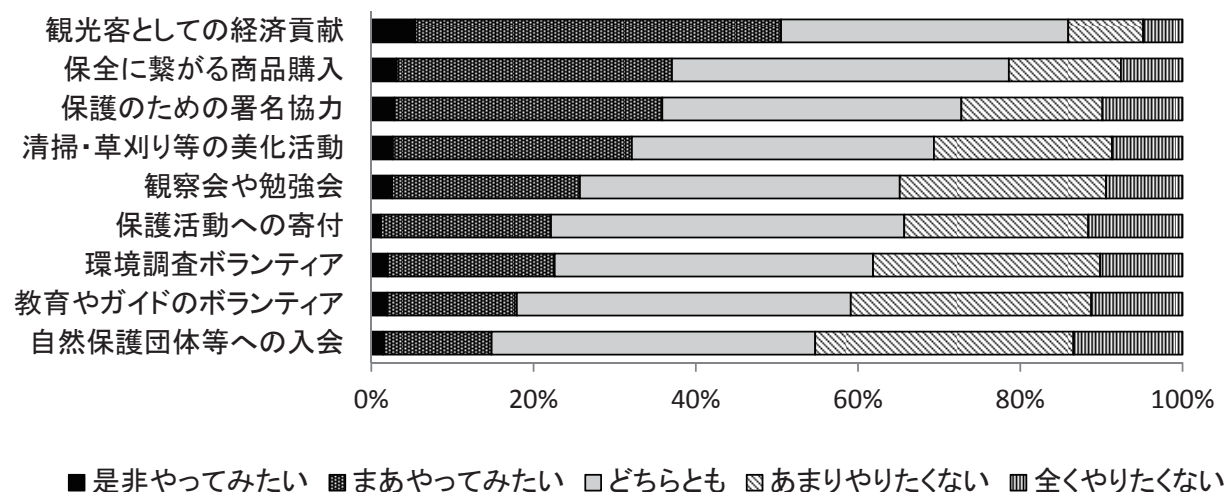


図3 ラムサール条約湿地の保全に関連する活動への参加意向 (N=1,093)

数間の相関係数を求め、それが0.5以上になる「自然を守ることを世界に約束する制度」と「地域の誇りになる制度」（「自然を守るための制度」とそれぞれ0.66, 0.55の相関）を除き、残る6変数を説明変数として取り上げた。

その結果を表5に示す。分析精度として寄与率は0.20、尤度比検定では1%有意となった。また、有効な説明変数として、自然を守るための制度、観光振興のための制度、世界に認められたブランド、住民のためになる制度があがった。すなわち、ラムサール条約をこの4つの観点から高く評価する人が、湿地訪問意向を示す人に多いと考えられる。この4変数の偏回帰係数をみると、ラムサール条約を自然保護の制度と評価する場合が1.245と高い値を示し、住民のためになる制度だという評価がそれに次ぐ（0.562）ことがわかる。

これと同様の作業を、湿地の訪問意思と日常的な環境配慮行動、湿地の訪問意思と回答者の基本属性についても行った。

日常的な環境配慮行動に関する変数として、「古紙・ペットボトルをリサイクルに回す」、「冷暖房の設定に注意する」、「買い物に行くときはエコバッグを持参する」、「水筒やマグカップを持ち歩く」、「家電製品では省エネ効果の高い製品を選ぶ」、「エコロジー商品やフェアトレード商品を購入する」、「外出時は自転車や電車などを使う」、「身の回りの自然の様子や変化を気にかける」、「環境問題について話題にしたり情報を集めたりする」、「環境系のボランティア活動に参加する」の10変数を取り上げた。それぞれでは「いつも実行して

いる」、「時々実行している」、「あまり実行していない」、「実行していない」の4段階で回答してもらい、その結果をデータとして用いた。分析にあたって、多重共線性の問題を回避するために、これら10変数間の相関係数を求め、それが0.5以上になる「冷暖房の設定に注意する」と「省エネ効果の高い製品を選ぶ」、「環境問題について話題にしたり情報を集めたりする」の3つを除き、残る7変数を説明変数として取り上げた。

基本属性を示す変数については、変数間の相関係数が十分に低かったので、4変数をそのまま使った。

また、被説明変数として、湿地への訪問意思のほかに、湿地の保護活動に参加したいかについて、9つの活動（観察会・勉強会に参加する、環境調査にボランティアとして協力する、ごみ拾いや草刈りなどの美化活動に参加する、環境教育やガイドなどのボランティアとして協力する、環境に関わる市民グループのメンバーになる、保護団体や保全事業に寄付をする、保全に関わる署名活動に協力する、環境保全米など保全につながる特産品や関連商品を購入する、観光客として訪れ地域経済に結果として貢献する、の9変数）への参加意向を取り上げた。これらについて設問では、参加意向を5段階評価で聞いているので、それを「参加したい」（0）と「それ以外」（1）に組み替えて、上記の制度イメージ6変数、日常的な環境配慮行動7変数、回答者の基本属性4変数とのロジスティクス回帰分析をそれぞれ行った。

つまり、被説明変数として10変数（1+9）、説

表5 ラムサール条約湿地訪問意向とラムサール条約についてのイメージの関係

ラムサール条約のイメージ	偏回帰係数	標準偏回帰係数	標準誤差	p値	判定
自然を守るための制度	1.245	0.350	0.121	0.000	**
地域づくりのための制度	-0.151	-0.049	0.107	0.157	
観光振興のための制度	0.273	0.094	0.092	0.003	**
世界に認められたブランド	0.412	0.132	0.100	0.000	**
住民のためになる制度	0.562	0.167	0.108	0.000	**
住民に負担を強いる制度	0.020	0.006	0.103	0.846	
定数	-6.208		0.542	0.000	**

注1)ラムサール条約湿地への訪問意向を被説明変数、ラムサール条約のイメージを説明変数としてロジスティック回帰分析を行った。

注2)判定欄は各説明変数の有意度を示す。**は1%で有意であることを示す。

明変数群として3群（それぞれ6, 7, 4変数）の、 $10 \times 3 = 30$ セットのロジスティック回帰分析を行った。それぞれについて表5のような結果（表5はそのうちの1つ）が得られるが、ここではそれを省略し、集約した結果を表6として示した。表6には、30セットの結果から、1%有意な説明変数を抽出し、各セルの中に偏回帰係数の大きい順に並べて記載した。表中に記載した言葉は、表側の各事項への参加意向を示す人の特徴を表すキーワードになっている。

なお、回答者の基本属性については、項目によって有意な説明変数が抽出されるが、回帰式の寄与率がとても低いので、湿地への訪問意向や環境活動への参加意向にあまり影響しないと判断した。

湿地への訪問意向をもつ人は、ラムサール条約を、自然保護の制度、住民のためになる制度、世界的ブランド、観光振興の制度としてとらえ、日常的な観光行動として、身近な自然を気にし、エコロジー商品を購入する傾向がある。

観察会・勉強会や調査ボランティアへの参加意向を示す人は、ラムサール条約を自然保護、住民

のためという観点で評価し、日常的に身近な自然を気にし、ボランティアに参加したことがある等の傾向がある。

その他は表6に示したとおりである。

なお、各セル内の項目は、偏回帰係数の大きい順に並べてある。制度イメージの列と日常的な環境配慮行動の列を俯瞰すると、それぞれ大まかに2つのタイプに分けられる。

制度イメージについては、どの訪問・参加意向も、自然保護の制度、住民のためになる制度という評価が共通するが、この2変数のみが有意となる場合（A）と、3つ目の変数として世界的ブランドが抽出される場合（B）との2つがある。

また、日常的な環境配慮行動については、偏回帰係数が最大となる説明変数が、身近な自然を気にする場合（C）と、ボランティア活動に参加する場合（D）に2分される。

これら各2つを組み合わせると、訪問・参加意向のタイプは、AC, BC, ADの3つのタイプに分けられる（計算上は4つだがBD型は該当するものがない）。

表6 ロジスティック回帰分析で有意となる説明変数

	制度についてのイメージ	日常的な環境配慮行動	属性
ラムサール条約湿地に行ってみたい	自然保護, 住民のため, 世界的ブランド, 観光振興	身近な自然を気にする, エコロジー商品の購入	年齢(若)
観察会・勉強会等に参加する	自然保護, 住民のため	身近な自然を気にする, ボランティアに参加	年齢(若)
調査ボランティアに参加する	自然保護, 住民のため	ボランティアに参加, 身近な自然を気にする	なし
ゴミ拾いなどの美化活動に参加する	自然保護, 住民のため	ボランティアに参加, 身近な自然を気にする, 古紙等リサイクル	なし
ガイドなどのボランティアをする	自然保護, 住民のため	ボランティアに参加, 身近な自然を気にする, エコロジー商品の購入	なし
環境保全市民団体に入会する	自然保護, 住民のため	身近な自然を気にする, ボランティアに参加, エコロジー商品の購入	なし
自然保護活動に寄付をする	自然保護, 住民のため, 世界的ブランド	身近な自然を気にする, ボランティアに参加	年齢(若)
自然保護のための署名に協力する	自然保護, 住民のため, 住民への負担(-)	身近な自然を気にする, エコロジー商品の購入	年齢(若)
保全に資する商品を購入する	自然保護, 世界的ブランド, 住民のため	エコロジー商品の購入, 身近な自然を気にする	性別(女)
観光客として経済貢献する	自然保護, 住民のため, 世界的ブランド, 住民の負担(-), 観光振興	身近な自然を気にする, エコロジー商品の購入, 古紙等リサイクル	性別(女)

注1)各セルの中は偏回帰係数(絶対値)の大きい順に並べてある。

注2)濃い網は回帰式の寄与率が0.2以上, 薄い網は0.1以上を示す。

注3)属性欄の「なし」は有意な説明変数が抽出されなかったことを示す。

注4)表中の(-)の記号は負の相関があるものを示す。

AC型は、観察会・勉強会に参加する、環境市民グループに入会する、(保全に関わる署名に協力する)¹¹⁾が該当する。これらは自然保護への関心があることととらえられ、これらへの参加意向を示す人は、ラムサール条約を主に自然保護と住民のためになる制度と評価し、身近な自然を気にかける傾向がある。

AD型は、調査ボランティアへの参加、ごみ拾いなどの美化活動への参加、ガイドなどのボランティアが該当し、環境ボランティア活動への参加を示す。これらへの参加意向を示す人は、ラムサール条約を主に自然保護と住民のためになる制度と評価し、日常的にボランティア活動に参加している傾向がある。

BC型は、ラムサール条約湿地への訪問意向と、自然保護活動への寄付、環境保全に資する商品購入、観光客としての経済貢献への協力意向が該当する。これらは、自らの消費者的関心を満たしつつ環境保全に貢献することを意識するものといいかえられる。これらへの参加意向を示す人は、ラムサール条約を自然保護の制度、住民のためになる制度に加えて、世界的ブランドとしても評価するとともに、日常的に身近な自然を気にかける傾向がある。

5. おわりに

以上を簡単にまとめると次が指摘できる。まず、ラムサール条約湿地の知名度は低く、訪問経験も少ない。もともと観光地として有名なところは、地名も知られているし、訪問経験もあるが、それは必ずしもラムサール条約登録されたことが契機になっているわけではない。

次に、ラムサール条約は自然保護のための制度として認識されており、地域活性化に関わる制度としての認識は弱い。世界自然遺産と比べると、地域活性化や観光振興につながるという評価は低くなる。

湿地の訪問意向については、行ってみたいと答える人が約6割を占め、関心はもたれている。ただし、これも世界自然遺産と比べると、行ってみたい気持ちの程度は低い。また、湿地を訪れて何

をしたいかを尋ねると、ラムサール条約湿地の場合、「景色を楽しむ」と「心を癒す・のんびりする」を選択するケースが多く、湿地観光で想起される行動の多様性が乏しい。

湿地の保全につながる活動への参加意向については、自分のほしいサービス・商品を楽しむつつ湿地保全につながる「間接的な」行動は支持される一方、保護団体の会員になるとか、ボランティア活動をするといった「積極的な」保護活動に参加したい層は少数派である。「積極的」な参加意向を示す層には、自然保護に関心を示す層と、日常的にボランティア活動に参加する層とがあり、回答に若干の差が生じる。前者は、学びを志向し、自然保護運動への理解があり、後者は、まずできることから活動する志向性をもつといえそうである。

一方、「間接的」な貢献への協力意向を示す人は、日常的に身近な自然を気にかけるなど、自然への関心をもつとともに、ラムサール条約を世界的ブランドとしても評価する傾向が認められる。

ラムサール条約湿地の知名度と訪問経験を扱った3(1)で、日本ではラムサール条約が観光振興につながるブランドになっていないと述べたが、それは現実的にそうになっていないということであって、訪ねてみたい、商品を購入したいという意向レベルでは必ずしもそうとは限らない。ラムサール条約湿地を訪れたいと思い、経済的な貢献を意識する層が、ラムサール条約登録を世界的なブランドとみることは注目に値する。湿地観光の潜在的利用者といえるこれらの層にとって、登録が湿地訪問を促す可能性をもつと考えられるからである。問題は、現状ではラムサール登録されても観光客を引きつけることにつながっていないということである。

さて、本稿の目的は、インターネット調査によって、一般的にラムサール条約はどの程度認知され、どのような制度と思われているのか、また、ラムサール条約湿地は観光訪問先としてどう思われているか、などの情報を得ることであった。その点については、以上のような知見を与えることができた。最後に、本調査の出発点であった「なぜ日本では、ラムサール条約湿地に登録されても、湿地

の利用状況がほとんど変わらないのか」について考えてみたい。

日本は、世界遺産やジオパークよりも早い時点でラムサール条約に加盟している。ラムサール条約がワイズユースを重視するようになるのは、その後の話なので、もともとのラムサール条約では湿地保全志向が強かった。そのようなこともあり、日本では、行政の担当者にも一般の人々にも、ラムサール条約は湿地保全の制度として認識されている。それは現在でもそうである。また実際に、ラムサール条約登録されても、それが地域に劇的な観光効果をもたらさなかったし、ワイズユースとして環境教育的な利用を推進してきたこともあって、経済的な観点からラムサール条約があまり意識されてこなかった。世界自然遺産のように、遺産保全の制度でありながら、指定後に多くの観光客が訪れるようになり、行きすぎた観光化がオーバーユースの問題として注目されるのは違い、ラムサール条約の場合、登録後にそれが引き金となって観光客が急増するようなケースは少なく、一時的に観光客が増えてもそれが長続きしないことも、ラムサール登録と地域活性化を結びつける議論が盛り上がらない一因ではないだろうか。

今回の調査で示したように、ラムサール条約湿地に行ってみたい人は、自然保護や環境問題に関心があり、観察会や勉強会で学びたい人が多い。このような利用者は、環境への負荷をかけずに湿地を保全する観点からは、望ましい利用者であるが、観光客の増加にはなかなかつながらないとと思われる。しかも、この層は自然に手を加えることを嫌うと思われ、湿地に何もしないことを支持するであろう。

ラムサール条約登録への地元同意をえるために、登録されても規制が特に厳しくなることはなく、何も変わらないと住民を説得することもあるし（浅野・林ほか2012）、実際にそのような制度なので、登録後に厳しい保全策を押し進めにくい。一方、登録後の来訪者は、自然保護意識の強い人が、時にはマニアックな動機で訪れることも多く、観光訪問先として一般化しない。しかも、来訪者は自然に手を入れないでほしいと願う人が多いの

で、湿地周辺を観光開発することは、実際に訪れる人のニーズに合わない。

結果として、日本のラムサール条約湿地は、指定されるだけで、それ以上にもそれ以下にもならないということになる。登録の利益が目に見えないので、一般の関心も低くなってしまふ。利用されなければ負荷は小さくて済むが、保護することの地域経済へのメリットは小さく、地域理解に支えられた積極的な保護策を講じにくい。そうだとすると何のためにこの制度はあるのかという話にもつながりかねない。確かに、蕪栗沼の現地調査時にうかがったように（浅野・光武ほか2012）、保護区になっていると、将来において、寝耳に水のような開発話が生じても、それを回避する抑止力となる可能性はあるだろう。それだけでも存在価値はあるといえるが、地域へのメリットをみえるようにしないと、湿地保全への地域の理解を深め、広げていくことにつながらないだろうし、ラムサール・サイトを増やし、保護区域を広げるといふ条約の精神に応えにくくなるかもしれない。本稿前半で触れたように、西日本には鳥の保護を柱にしたラムサール・サイトが少ない。しかし、それに相応しい湿地がないわけではない。保護対象になるべきところが対象になっていないということである。そのような場所を、今後、保護区に組み入れていくためには、ラムサール登録されることのメリットを地域にアピールすることが大事になる。いいかえると地域にとってのラムサール条約や湿地の意味を問い直して再構築しなければ、現状は変わらないということである。

その意味でも、ラムサール条約湿地のワイズユースを議論していくことが必要であり、エコツーリズムやグリーンツーリズムとしての活用を普及すること、特に規範となるべき成功例を作ることが望まれる。

付 記

本調査の実施に際して、科学研究費補助金（基盤研究B:22320171：代表浅野敏久）の一部を使用した。

注

- 1) ラムサール条約事務局のウェブサイトによる (http://www.ramsar.org/cda/en/ramsar-activities-tourism/main/ramsar/1-63-523_4000_0__, 2013年9月19日検索)。2012年に開催された第11回締約国会議では湿地のツーリズムが正式に会議のテーマとして取り上げられ、湿地の観光とレクリエーションに関する決議 (Resolution XI.7) が定められた。
- 2) ラムサール条約事務局のウェブサイトによる (http://www.ramsar.org/cda/en/ramsar-pubs-wetlandtourismcasestudiestoc/main/ramsar/1-30%5E25719_4000_0__, 2013年11月15日検索)。
- 3) 例えば、『私たちの自然』(2003～2004年)での「ラムサール条約湿地」, 『モーリー』11号(2004年)の「特集 ラムサール条約と湿原の今：日本一の湿原王国・北海道からの報告」, 『地理』51巻4号(2006年)の「特集 日本の自然遺産とラムサール条約登録湿地」, 『地図情報』29巻2号(2009年)の「特集 ラムサール条約登録湿地の地図」などがある。
- 4) 大韓民国尚州市環境管理課でのコンガル池の登録推進に向けた活動についての聞き取り(2011年8月31日), ならびに慶尚北道庁環境海洋山林局長からの道のラムサール戦略についての聞き取り(同日)による。
- 5) 韓国ではラムサール条約は日本以上に保護のための制度として行政のラムサール担当者には理解されており, ワイズユースという概念は使われていないが(2012年9月10日の大韓民国国立湿地センター, 同日のラムサール地域センター東アジア, 2013年9月6日全羅北道扶安郡役所担当者などからの聞き取りによる), 地域の全体的な対応としてラムサール条約登録を戦略的に利用し, 日本以上に登録と観光化の関係が深くなっている。
- 6) この37箇所は調査時点で国内の全ラムサール湿地であった。現在(2013年9月末)は46箇所に増えている。
- 7) 前田(2005)は回収率の低くない郵送調査の例を示しているが, その場合でも女性と高齢者の回収率が高くなることを確認している。また, 筆者がこれまで行った調査の場合, 回収率は4割程度にとどまり, 高齢者の割合が高くなって, 考察時にそ

のことに配慮すべきことを断らざるをえなくなった。

- 8) 国立情報学研究所論文情報ナビゲーター (CiNii) で「インターネット調査」をキーワード検索すると200以上の文献がヒットする。
- 9) 登録されていることではなく地名を知っているかを尋ねていると質問画面上に表示した。
- 10) ここでは, 東京都, 埼玉県, 千葉県, 神奈川県, 愛知県, 大阪府, 京都府, 兵庫県を大都市圏とし, その他を地方圏として, それぞれに0と1の数字をつけた。
- 11) 住民への負担となる制度(負の関係なので, 住民の負担にはならない制度という評価)を3つ目の変数とするが, 世界的ブランドが抽出されないという意味で, このタイプに入れる)。

文 献

- 浅野敏久(2013): 韓国のラムサール条約湿地の観光化－「成功例」とされる全羅南道・順天湾, 地理, 58(3), 12-18.
- 浅野敏久・林健児郎・謝珏・超孫暎(2012): 日本におけるラムサール条約湿地の保全と活用, 環境科学研究(広島大学総合科学研究科紀要Ⅱ), 7, 79-104.
- 浅野敏久・光武昌作・林健児郎・榎本隆明(2012): ラムサール条約湿地「蕪栗沼及び周辺水田」の保全と活用, 広島大学総合博物館研究報告, 4, 1-11.
- 浅野敏久・金科哲・平井幸弘・香川雄一・伊藤達也(2013): ラムサール条約湿地・ウボ沼(大韓民国)の環境保全と住民, E-Journal GEO, 8(2), 223-241.
- 荒山正彦(1995): 文化のオーセンシティブと国立公園の成立, 地理学評論, 68A(12), 792-810.
- 荒山正彦(1998): 自然の風景地へのまなざし, 荒山正彦・大城直樹編『空間から場所へ』古今書院, 128-142.
- 岩本通弥編(2013): 『世界遺産時代の民俗学』, 風響社, 418.
- 氏家 豊(2009): 調査方法の変更について, 社会と調査, 3, 20-29.
- 片山 朗(2008): インターネット調査と訪問面接調査

- の比較分析(1・2) - 内閣府の世論調査への活用可能性, 統計, 59(7), 59-65, 59(8), 56-62.
- 栗山浩一(1993): CVMによる釧路湿原のレクリエーション価値の評価, 林業経済研究, 44(1), 63-68.
- 呉地正行(2007): 水田の特性を活かした湿地管理と地域循環型社会の回復, 地球環境, 12, 49-64.
- 小林昭裕・愛甲哲也編(2008): 『自然公園シリーズ2 利用者の行動と体験』, 古今書院, 262.
- 朝格吉楽図・浅野敏久(2011): 屋久島のエコツーリズムをめぐる自然保護と観光利用の均衡, 日本研究(広島大学), 24, 21-44.
- 内閣府大臣官房政府広報室(2009): 世論調査におけるインターネット調査の活用可能性. (<http://www8.cao.go.jp/survey/sonota/h20-internet1/index.html>, 2013年11月15日検索)
- 中島弘二(2013): 自然, 人文地理学会編『人文地理学事典』丸善出版, 116-117.
- 前田忠彦(2005): 郵送調査法の特徴に関する一研究, 統計数理, 53(1), 57-81.
- 牧田邦宏(1995): 釧路湿原国立公園の観光利用について, 京都大学農学部演習林集報, 28, 40-49.
- 渡辺悌二編(2008): 『自然公園シリーズ1 登山道の保全と管理』, 古今書院, 212.
- Ramsar Convention Secretariat(2011): The Ramsar Convention Manual, 5ed. (<http://www.ramsar.org/pdf/lib/manual5-2011-e.pdf>, 2012年3月13日検索)
- Ramsar Convention Secretariat and UNWTO(2012): Destination Wetlands: Supporting Sustainable Tourism. (http://www.ramsar.org/pdf/cop11/tourism-publication/Ramsar_UNWTO_tourism_E_Sept2012.pdf, 2013年11月15日検索)